

# 回 答 書

令和6年7月19日

福岡県福岡市中央区薬院1丁目13-8  
(株)富士ピー・エス  
九州支店長 田中 政章 殿

支出負担行為担当官  
九州地方整備局長  
森田 康夫

令和6年7月16日付けで請求のあった鹿児島3号六月田橋上部工（P39-P45）工事に関する申立てについて下記のとおり回答します。

## 記

- ・評価点に関する理由の説明  
確認がありました、評価点（標準点+加算点+施工体制評価点）につきましては、169点と評価しています。  
また、評価点の内訳につきましては、以下のとおりです。
  - ・標準点：100点
  - ・加算点（配置予定技術者の能力等）：18点
  - ・加算点（企業の能力等）：16点
  - ・加算点（地域貢献等）：2点
  - ・加算点（賃上げの実施を表明した企業等）：3点
  - ・施工体制評価点：30点

なお、この回答に不服がある場合には、この書面を受け取った日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第1条 第1項に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面により、九州地方整備局長に対して再苦情を申立てることができます。なお、その審議は九州地方整備局に設けられた「入札監視委員会」が行います。

### 【再苦情申立の受付窓口・時間及び手続き書類等の入手先】

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7  
国土交通省 九州地方整備局 入札監視委員会事務局  
TEL (092)471-6331 主任監査官（内線 2114）・契約課（内線 2546）  
（受付時間：休日を除く毎日、9：30～17：00）